

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

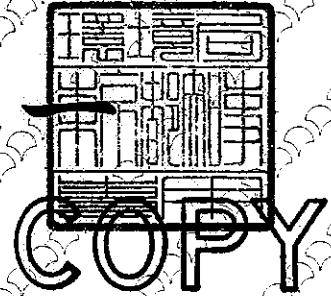
住所 神奈川県横須賀市内川二丁目5番50号

氏名 株式会社アール・アール・シー  
代表取締役 本田 雅昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

# 外添 要



許可の年月日 平成27年12月12日

許可の有効年月日 平成32年12月11日

## 1 事業の範囲

### (1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く)

### (2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)
- ② 廃酸(pH2.0以下のもの)
- ③ 廃アルカリ(pH12.5以上のもの)
- ④ 感染性産業廃棄物
- ⑤ 特定有害産業廃棄物
  - ア. 廃石綿等
  - イ. 金属等を含む廃棄物(裏面別表のとおり)

## 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成17年12月12日 新規許可  
平成27年12月12日 更新許可 第2回

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

別表 産業廃棄物の種類・金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・トリクロロエタン	一・二・ジクロロエチレン	シブール・一・二・トリクロロエタン	一・二・トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類			
燃え殻																												
汚泥																												
廃油																												
廃酸																												
廃アルカリ																												
銻さい																												
ばいじん																												
指定下水汚泥																												

【備考】・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)